



雪害対策が講じられたハウス内で

葉物野菜にかける！

気比 西村 拓也さん (35歳)

ここは、中筋地区伏のハウス団地の一角です。今回紹介するのは、気比より通勤農業をされている西村拓也さんです。昨年新設されたビニールハウスには、チンゲンサイが整然と定植され、雪害対策として単管支柱がセットされていました。

地元の高校を卒業後、一旦は大阪で販売業の仕事に就かれましたが叔父さんの農業に対する姿勢に興味をもち、25歳で但東町の農地所有適格法人(夢大地)に就職され5~6年の経験を積まれました。31歳で農地25aとパイプハウスを借り、昨年3棟のパイプハウスを増設し、現在に至っています。気比からの通勤には時間を要するが、ハウスの風の被害を考えると伏のほ場は適地であると言う。夢大地で培ったノウハウが生かされていると同時に植物の生理生態についても精通されており、将来が楽しみな逸材です。現在は、チンゲンサイ主体ですが、葉物野菜を中心に3~4品目を柱として周年栽培を行いたいという意気込みです。

減農薬と土づくりにも意欲的で、良い堆肥がないものかと試行錯誤の連続です。「百聞は一見にしかず」を座右の銘とし、見聞を広めるとともに自慢の集中力で秀品生産に挑んでいます。ここで心配なのが、夏季の高温シーズンにあまり熱中しすぎて倒れてしまわないかと…。一日も早く良き伴侶とともに野菜生産ができることを念じます。

野菜の出荷先については、主として産直ネットワークによる販売です。自分で生産した野菜に自分で値段を付けるという生産者本来の考え方で自立を目指しています。当面の目標は、トラクタをはじめとする農機の充実と経営分析による経費の削減を考えておられ、とても意欲的でした。

(西沢泰裕委員)

葉物野菜で勝負！

京町 鎌田 頼一さん (27歳)

鎌田さんの農業用ハウスを訪問して第一印象は、「若い農業者だな～」豊岡の農業に彼のような若い青年が携わってくれて大変うれしく思いました。

今回、ご紹介する鎌田さんは、27歳、就農して3年だそうです。また彼のお父さんは農家ではなく彼も就農するまで農作業は未経験です。そのような彼が、なぜ農業を志すようになったかをお尋ねすると、高校卒業後に日本農業経営大学校に進まれて農業経営のノウハウを勉強するうちに農作物の生産から販売までの一貫した農業経営に興味を持たれたそうです。

訪問当日は、ハウスの中で、彼のお父さん、お母さんと従業員の4名でほうれん草の収穫に精を出されていました。野菜を作る上でどういうところにこだわっているかお聞きすると、土壌診断を行い適正な施肥により健康な野菜を作り消費者に届けることだそうです。また、肥料なども土壌に合ったものを自分で取り寄せ、価格経費面においても気を配って原価意識も高く販売に力を入れているそうです。

販売の特徴は、豊岡地域や但馬外の友達でグループを作り、グループで情報交換して、豊岡市内や京阪神へ販売しておられます。特に京阪神に力を入れ、商談、展示会などの出品に力を入れているそうです。

一人では難しいことでも友達と一緒に行うことで交渉うまくいったりするし、助け合ったりして仲間との関係を大切にされています。将来は、会社組織にしたいという夢をお持ちです。

豊岡でハウス栽培を行う上で困ったことは天候不順による強風にさらされることだそうです。

若い農業者が、大規模でもなく農業未経験でも一生懸命農業に取り組まれる姿に頭が下がる思いです。是非、若い力でイノベーションを起こして下さい。期待しています。(上坂光広委員)



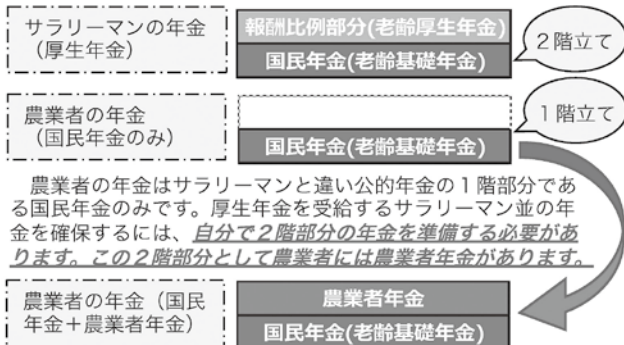
収穫を待つほうれん草と



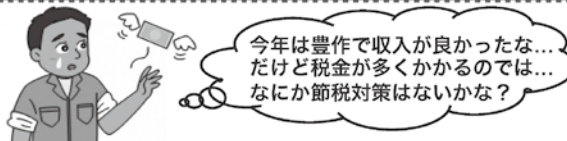
知らないと損！ 農業者年金の税金対策と保険料補助



まず農業者年金ってなに？



農業者年金は支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象です。



前納すれば翌年1年間の保険料も全額社会保険料控除に使える！

生計を一つにする配偶者や後継者の保険料を支払った場合は、その合計額(最高保険料6万7千円の場合は3人分で24万2千円)が経営主の所得から控除できます。

農業者の担い手には、保険料の国庫補助があります。

保険料の国庫補助を受けるには...

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- 39歳までに加入
- 農業所得が900万円以下
- 下記の農業者の担い手要件 を満たせば受けられます。

- ① 認定農業者で青色申告をしている人
- ② 認定新規就農者で青色申告している人
- ③ ①または②の要件を満たす経営主と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者、後継者 など

月額最大1万円の保険料補助

詳しい内容のお問合せは...

農業委員会・JAへ！！

でも...加入する条件があるんでしょ？

農業者年金へは...



農地の賃借料情報

平成29年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借(借賃が有料のもの)における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。平成30年2月1日 豊岡市農業委員会

■田(水稲)

締結(公告)された地域名	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	筆数(借賃が有料のもの)	使用貸借筆数(借賃が無料のもの)
豊岡地域(旧豊岡市)	11,100	21,000	4,700	157	352
城崎地域(旧城崎町)	12,300	14,000	10,500	4	1
竹野地域(旧竹野町)	6,000	6,000	6,000	12	30
日高地域(旧日高町)	7,000	10,000	2,300	78	132
出石地域(旧出石町)	5,400	8,500	2,000	121	42
但東地域(旧但東町)	4,500	6,600	3,000	5	208
(参考)豊岡市全域平均	8,200			377	765

【この表の見方】

- 1 筆数は、賃貸借が設定されたもののうち、借賃が有料のものの筆数です。ただし、特殊な取引と推測されるもの(著しく高い場合や低い場合及び時価)は筆数から除いています。
- 2 借賃を現物で定めている場合は、60kg当たり14,000円で換算しています。
- 3 平均額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- 4 参考のために使用貸借(借賃が無料のもの)の筆数もお知らせします。
- 5 畑については事例が少ないため算出していません。
- 6 この水準は、あくまでも情報提供ですので、土地の広さ、形状、水利等の条件に応じて、貸し手と借り手の双方で十分協議してお定めください。